

令和元年 10 月 1 日
国民年金基金連合会

年単位拠出する場合の掛金額変更の取扱いについて

- 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金を年単位拠出する場合には、「加入者月別掛金額登録・変更届」(様式第 K-030 号)をご記入いただき、「当年の掛金額」と「翌年以降の掛金額」を設定していただくこととなっております。
- また、掛金額は 12 月分の掛金から翌年 11 月分の掛金(実際の納付月は 1 月～12 月)の拠出単位期間で 1 回、変更することが可能です。
- これまで、掛金を年単位拠出する加入者が、「加入者月別掛金額登録・変更届」を届け出る際に、「当年と翌年以降の同じ引落日で、掛金額欄に異なる金額を記入した場合」には、「当年において翌年以降の掛金額変更を申し出た」とみなし、翌年の掛金額変更はできない取扱いとしておりましたが、今後はこのような場合でも、翌年の掛金額変更を可能といたします。
- この取扱いは、令和元年 10 月 1 日より適用を開始します。
なお、掛金を年単位拠出されている方で、本年 12 月引落(11 月分)の掛金額変更を希望される場合は、10 月 31 日までに受付金融機関へお届出ください。

以上

(照会先)
国民年金基金連合会
コールセンター
(平日 9:00～17:00)

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に レ点をご記入ください。

1. 申出者		▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。	
フリガナ 氏名	印 	基礎年金番号	— 年 月 日
		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和5 <input type="checkbox"/> 平成7

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出できません。
- 拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

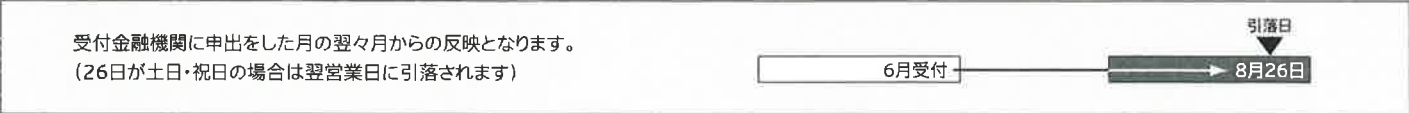
●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定		
当年【令和 年】		
引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
6月26日引落 (5月分)	円	円
7月26日引落 (6月分)	円	円
8月26日引落 (7月分)	円	円
9月26日引落 (8月分)	円	円
10月26日引落 (9月分)	円	円
11月26日引落 (10月分)	円	円
12月26日引落 (11月分)	円	円
合計		円

3. 翌年以降の掛金額の指定	
翌年【令和 年】以降	
引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円
2月26日引落 (1月分)	円
3月26日引落 (2月分)	円
4月26日引落 (3月分)	円
5月26日引落 (4月分)	円
6月26日引落 (5月分)	円
7月26日引落 (6月分)	円
8月26日引落 (7月分)	円
9月26日引落 (8月分)	円
10月26日引落 (9月分)	円
11月26日引落 (10月分)	円
12月26日引落 (11月分)	円
合計	円



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関									
受付金融機関					事務処理センター				
令和 9 年 月 日									

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。

1. 申出者		▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。										
フリガナ	ネンキン イチロウ											
氏名	年金 一郎											
印												
基礎年金番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ⁵ <input type="checkbox"/> 平成 ⁷		4		9		1		0		06	

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
例え、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出できません。
- 拠出限度額に満たなかった掛金額の差額を繰越すことは、年内に限り可能です。当年の差額を翌年に繰越すことはできません。

「納付済」欄について

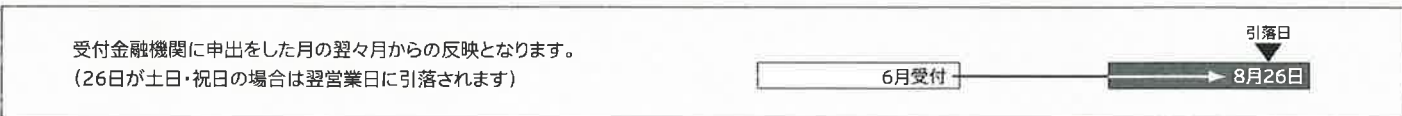
●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定		
当年【令和 1 年】		
引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	23,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	23,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	23,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	23,000 円	円
6月26日引落 (5月分)	23,000 円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	46,000 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	92,000 円
合計		138,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定		
翌年【令和 2 年】以降		
引落日	掛金額	
1月26日引落 (前年12月分)	0 円	
2月26日引落 (1月分)	0 円	
3月26日引落 (2月分)	0 円	
4月26日引落 (3月分)	92,000 円	
5月26日引落 (4月分)	0 円	
6月26日引落 (5月分)	0 円	
7月26日引落 (6月分)	0 円	
8月26日引落 (7月分)	92,000 円	
9月26日引落 (8月分)	0 円	
10月26日引落 (9月分)	0 円	
11月26日引落 (10月分)	0 円	
12月26日引落 (11月分)	92,000 円	
合計	276,000 円	



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(株)○○銀行
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------

5月受付で掛金額を変更するケース
(拠出限度額が月額23,000円の場合)

受付金融機関	事務処理センター
令和 〇 年 〇 月 〇 日	

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。

1. 申出者 ▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ

氏名 **年金 一郎** 印

基礎年金番号 **1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0**

生年月日 昭和⁵ 平成⁷ **4 9 1 0 0 6**

●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。

●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。

●掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。

例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。

●拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。

※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。

●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
6月26日引落 (5月分)	円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	138,000 円
合計		138,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	0 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	0 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	0 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	276,000 円
合計	276,000 円



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関 **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)〇〇銀行**

6月受付で新規加入し
年1回12月引落で掛金額を拠出するケース
(拠出限度額が月額23,000円の場合)

受付金融機関	事務処理センター
令和。 日	